

第4章 施策の推進

基本目標Ⅰ．家庭・地域における男女共同参画

1. 学習機会の充実、意識啓発

① 情報提供・学習機会の充実

取組内容	担当課
固定的な性別役割分担意識をなくすための啓発を行う。	商工労政課 人権推進課
男女共同参画の考え方や言葉を周知する。	商工労政課 人権推進課
男女共同参画の研修会や学習会を実施する。	商工労政課 人権推進課

② 次世代への男女共同参画の推進

取組内容	担当課
性別にとらわれることなく、一人ひとりを大切にした保育・教育に努める。	保育幼稚園課 学校教育課 人権推進課
小学校や中学校等で男女共同参画について考える学習活動を推進する。	学校教育課 商工労政課
公民館等で男女共同参画について考える生涯学習活動やリカレント教育 ¹ を推進する。	社会教育スポーツ課

2. 男女がともに参画できる地域づくり

① 地域での男女共同参画の推進

重点

取組内容	担当課
地域の人権学習として男女共同参画が話し合えるよう働きかける。	人権推進課 商工労政課
区・自治会、自治振興会等に積極的な女性の登用を働きかける。	政策推進課 商工労政課

¹ リカレント教育：義務教育終了後に、より高い専門性や新しい知識、スキルを身に付けるための「社会人の学び直し」の場のことをいう。

取組内容	担当課
まちづくりに関わる女性の人材を育成する。	政策推進課 社会教育スポーツ課
市民活動団体に男女共同参画の視点での活動を働きかける。	政策推進課 商工労政課
社会福祉協議会が中心となって進めている地域住民主体の「ご近所福祉」の取組を推進する。基本目標Ⅲに移動	社会福祉課

② 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

取組内容	担当課
男女共同参画の視点を組み入れた防災意識の向上を図るため、地域住民が知識を習得できる機会を充実する。	危機管理課
男女がともに参画した自主防災組織の設立・育成を支援する。	危機管理課

3. 男性のための男女共同参画の推進

① 男性にとっての男女共同参画

取組内容	担当課
男女共同参画への男性の理解促進や意識改革を図る。	商工労政課

② 男性の家庭への参画

取組内容	担当課
男性の家事、育児への参画のための啓発を行う。	子育て政策課 保育幼稚園課 商工労政課
子育てに関する講座等を実施し、男性の積極的な参加を推進する。	子育て政策課 すこやか支援課 保育幼稚園課 発達支援課
男性の介護への参画のための啓発を行う。	長寿福祉課 すこやか支援課 商工労政課
男女がともに家族の一員として家事、育児、介護など家庭生活に参画できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供や啓発を行う。	商工労政課 子育て政策課 長寿福祉課

4. 多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実

① 仕事と子育てを両立するための支援

取組内容	担当課
一時預り保育、3歳未満児保育を実施する。	保育幼稚園課 子育て政策課
延長保育の充実を図り、長時間保育を実施する。	保育幼稚園課
保育施設、放課後児童クラブを充実させる。	保育幼稚園課 子育て政策課
長時間保育、休日保育を充実させる。	保育幼稚園課
病児保育・病後児保育を充実させる。	子育て政策課
子ども・子育てに関わるサービスの情報提供や利用促進を総合的にコーディネートする。	子育て政策課 保育幼稚園課
三世帯同居（近居）を支援する事業を展開する。	商工労政課
祖父母に対して、子育て参加への支援や啓発を行う。	子育て政策課 保育幼稚園課

② 仕事と介護を両立するための支援

取組内容	担当課
介護に関する相談窓口を、広く市民に浸透させる。	長寿福祉課 すこやか支援課
家庭での介護を支援する。	長寿福祉課 すこやか支援課
一人暮らしや高齢者のみ世帯、また日常生活に支障がある高齢者の生活を支援する。	長寿福祉課 すこやか支援課
要介護状態になったとき、在宅サービスがスムーズに導入できるように支援する。	長寿福祉課 すこやか支援課

○家庭・地域における男女共同参画に向け、市民、地域が取り組むこと

【市民】

- ・ 男性も女性も自立できるよう、家事能力を身につけ実践する。
- ・ 家族で話し合い、みんなで協力して家事、育児、介護を担い合う。
- ・ 子どもに対し、「男の子だから」、「女の子だから」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性をとらえた子育てをする。
- ・ 「男性だから」「女性だから」といった考えで自分の活動を制限したり、他人に固定的な性別役割分担を押し付けないようにする。
- ・ 男女共同参画に関する学習機会に積極的に参加する。
- ・ 一人ひとりの人権を尊重し、思いやりの心を持つ。
- ・ 経験や得意分野を活かして、積極的に地域に参画する。
- ・ 責任ある立場に選ばれたときには、積極的に引き受け、意見反映の機会や場に積極的に参画する。
- ・ 地域に関心を持ち、地域やまちづくりの課題等に対する理解を深め、できることから取り組む。

【地域（区・自治会・自治振興会等）】

- ・ 自治会などの役員に女性を積極的に登用する。
- ・ 地域の子育てネットワークに多様な世代や男女が参画する。
- ・ 男女共同参画について学ぶ機会をつくる。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消のため、身近な課題から解決に向けて取り組む。

基本目標Ⅱ．働く場における男女共同参画

基本目標Ⅱにおいて、女性活躍推進法第6条第2項に規定される市町村推進計画に関する施策を整理しています。

1. 男女がともに働きやすい職場環境の整備

① 職場の男女共同参画の推進に関する情報の提供

取組内容	担当課
企業・事業所に対し、意思決定過程への女性の参画を進めるための啓発を行う。	商工労政課
企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法を遵守するよう情報提供や啓発を行う。	商工労政課
男女共同参画の先進的な取組をしている企業・事業所を紹介する。	商工労政課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する広報・啓発を行う。	商工労政課
管理職、トップのための研修会を行う。	商工労政課
企業・事業所を対象に、男女共同参画をテーマとした人権学習を実施する。	商工労政課
市内福祉関係の法人への研修会や連携づくりを進める。	福祉医療政策課
セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント ² の防止に向けた啓発を行う。	商工労政課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、育児・介護休業が取得しやすくなるよう啓発を行う。	商工労政課

② 仕事と家庭生活を両立するための支援

統合

	取組内容	担当課
新	企業・事業所に対し、企業主導型保育施設設置促進事業の情報提供を行い、開設を促進する。	保育幼稚園課
新	民間保育施設の開設促進と適正な運営や経営に対する支援を行う。	保育幼稚園課

² パワー・ハラスメント：一般的に、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を利用して行われる精神的・肉体的な嫌がらせのことをいう。

2. 女性の働く場への参画・能力発揮に向けた支援

① 女性の再就職支援

取組内容	担当課
再就職希望者に対して学習機会をつくる。	商工労政課
保育士の職場復帰の支援を行う。	保育幼稚園課
働きたいと思う人に対して働き方（再就職、起業など）を提案する。	商工労政課
再就職を希望する女性への就労支援を行う。	商工労政課

② 女性の活躍に向けた起業の支援

取組内容	担当課
商工会等と連携し、女性の起業に向けた情報提供を行う。	商工労政課
商工会等と連携し、学習機会をつくる。	商工労政課
新規就農に向けた情報提供を行う。	農業振興課

③ 女性の活躍に向けたキャリア形成への支援

重点

取組内容	担当課
企業・事業所に対し、ポジティブ・アクションに関する情報提供の充実や啓発を行う。	商工労政課
企業・事業所が行う女性のキャリアアップの取組に対して支援を行う。	商工労政課 長寿福祉課
働く女性の事業間交流の場をつくる。	商工労政課

3. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

① 企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援

重点

取組内容	担当課
育児休業・介護休業が制度化できるよう情報提供や啓発を行い、職場の理解が進むよう促す。	商工労政課
男性の育児休業の取得を推進する。	商工労政課
職場復帰や再雇用制度についての啓発を行う。	商工労政課
休業制度などの支援制度について啓発を行う。	商工労政課
家族などを介護する人が、介護をしながら就業を継続できるよう啓発を行う。	長寿福祉課 すこやか支援課 商工労政課

② 多様なライフスタイルに対応した働き方の促進

重点

新

取組内容	担当課
企業・事業所に対し、多様な働き方の情報提供や取組への支援を行う。	商工労政課 政策推進課

○働く場における男女共同参画に向け、市民、企業等・事業所が取り組むこと

【市民】

- ・働きたい気持ちを大切に、自分らしく働くための知識や技能を身に付ける。
- ・男女とも育児休暇・介護休暇を取得する。
- ・働く、働き続けたい女性の気持ちを理解し、尊重する。

【企業等・事業所】

- ・研修・講座などを活用し、女性の技術力や経営力の向上を図り、経営への積極的な参画を促す。
- ・家族経営による商工業や農業において、男女のよりよいパートナーシップのもとで経営を考える。
- ・「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法を遵守する。
- ・長時間労働の抑制など、従業員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりを推進する。
- ・誰もが個性と能力を発揮できるよう、仕事の機会均等を行う。
- ・女性の職域拡大のため、募集、採用、昇進、給与などにおいて性別・年齢を理由とした格差をなくす。
- ・男女ともに育児・介護休業等を取りやすい環境を整備する。
- ・従業員研修の中に男女共同参画教育の機会を設け、互いが個性と能力を尊重できる職場環境づくりに努める。
- ・セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントの発生を防ぐ職場環境の構築と相談体制の整備を推進する。
- ・多様なライフスタイルや新しい生活様式を踏まえた働き方ができるよう職場環境を整備する。

基本目標Ⅲ. 男女がともに安心して暮らせる社会づくり

1. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

① DV等暴力を許さない社会づくりの推進

取組内容	担当課
DVに関する正しい理解と認識を図るための講演会・学習会を実施する。	子育て政策課 商工労政課
男女間のあらゆる暴力の防止に向けた啓発を行う。	子育て政策課 商工労政課 人権推進課
若年層を対象に、デートDV防止に向けた啓発を行う。	子育て政策課 商工労政課
職場や地域、学校等でのセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行う。	商工労政課 学校教育課
セクシュアル・ハラスメント、DV等の暴力の被害者にも原因があるとす、誤った認識を持たないよう教育・啓発を行う。	商工労政課
有害な凶書をなくすよう働きかけ、有害なインターネットサイトの閲覧や書き込みをしないよう啓発をする。	社会教育スポーツ課 人権推進課

2. DV等の被害者の保護や支援

① 安心して相談できる体制づくり 重点

取組内容	担当課
被害者が問題を抱え込まないように、相談窓口を充実するとともに、対応する職員の資質を向上させる。	子育て政策課 人権推進課
被害者が安心して相談できる体制の整備を行う。	子育て政策課 人権推進課
市民からの通報の意義と必要性や相談機関、通報先等を広く市民に周知する。	子育て政策課 人権推進課
中央子ども家庭相談センター ³ 、男女共同参画センター（G-NET） ⁴ 、警察と連携・協力をさらに強化する。	子育て政策課 人権推進課

³ 中央子ども家庭相談センター：滋賀県が設置している18才未満の子どもに関する相談に対応、助言支援等を行っている児童福祉法に基づく児童相談所のことをいう。

⁴ 男女共同参画センター（G-NET）：男女がお互いに支え合い、バランスのとれた社会づくりをサポートすることを目的とした滋賀県の施設のことをいう。講座・講習の開催や相談対応、交流・活動の場の提供等を行っている。

② DV等の被害者の安全確保から自立に向けた支援

取組内容	担当課
相談窓口から受け入れ施設へつなぐ。	子育て政策課
緊急時に被害者と同伴家族の安全を第一とした支援を行う。	子育て政策課
被害者が自立した生活を送るために、関係機関と連携した就労支援を行う。	子育て政策課 生活支援課 商工労政課
被害者が自立した生活を送るために、関係機関と連携した住居支援を行う。	子育て政策課 生活支援課 住宅建築課
関係機関と連携した精神的支援を行う。	子育て政策課 すこやか支援課
関連する外部支援機関等との連携を行う。	子育て政策課
転出入や転居の際に、幼稚園・保育園・学校等と連携し、被害者や子どもに適切な対応と支援を実施する。	保育幼稚園課 学校教育課 市民課 子育て政策課
被害者の申し出によって、住民票の閲覧制限ができることを周知する。	子育て政策課 人権推進課 市民課

3. 男女がともに健康で暮らせる社会づくり

① 性別・年代等に応じた健康支援の推進

取組内容	担当課
各ライフステージにおいて、健診（検診）及び相談・教室・訪問指導などを行い、健康の維持・増進の充実を図る。	すこやか支援課
健康づくり事業として、出前講座だけでなく、健康をテーマとした連続講座を開催し、広く参加を呼びかける。	水口医療介護センター 信楽中央病院
高齢者の生きがいづくり、健康づくりに努めるため、高齢者講座を実施する。	長寿福祉課 すこやか支援課 社会教育スポーツ課 人権推進課
健康で元気な生活ができ、要介護状態にならないように介護予防に取り組む。	長寿福祉課 すこやか支援課 水口医療介護センター 信楽中央病院 人権推進課
児童・学生・若年層における心身の健康及び性教育についての啓発・指導の充実を図る。	学校教育課 すこやか支援課
女性には、希望に応じて女性医による医療及び健康相談を行う。	水口医療介護センター 信楽中央病院

② 妊娠・出産期における健康支援の推進

取組内容	担当課
妊娠・出産・育児上の啓発・相談・指導の充実を図る。	すこやか支援課 子育て政策課
妊娠・出産・育児に不安のある方、課題を抱える子どもや家族に対して、訪問や相談を行うとともに支援計画を作成して支援する。	すこやか支援課
妊娠を望む夫婦を支援する。	すこやか支援課

③ 心の健康づくりの推進

取組内容	担当課
心の健康づくりのため知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。	すこやか支援課
様々な悩みに対する相談体制の充実を図る。	庁内相談窓口

4. 多様な人々がともに安心して暮らせる社会づくり

① 性の多様性多様な性を認め合う社会とジェンダー平等社会の実現

重点

新

取組内容	担当課
性の多様性について理解が深まるよう学習機会、周知・啓発の充実を図る。多様な性について理解を深める。	人権推進課 学校教育課
性別に違和感多様な性を持つ児童・生徒に対して、本人や家族の希望を尊重し、対応する。	学校教育課
働く場におけるダイバーシティ ⁵ を促進するため、情報提供や研修等を行う。	商工労政課

② 生活に対して様々な困難を抱える人々への支援

新

取組内容	担当課
生活困窮家庭の生活の安定を図るため、就労支援、経済的支援を行う。	生活支援課 子育て政策課 商工労政課 保険年金課
社会福祉協議会が中心となって進めている地域住民主体の「ご近所福祉」の取組を推進する。基本目標Ⅰから移動	福祉医療政策課
地域や避難者の特性に合わせた災害情報の提供や安全・安心な避難所運営に取り組みます。	危機管理課

⁵ ダイバーシティ：国籍、性別、年齢などにこだわらず、様々な人材を積極的に活用し、多様な働き方などを受容する考え方のことをいう。

○男女がともに安心して暮らせる社会づくりに向け、市民、地域、企業等・事業所が取り組むこと

【市民】

- ・家族等の親しい関係でも、暴力は重大な人権侵害で、犯罪であることを認識する。
- ・様々な暴力についての知識を身に付ける。
- ・困ったときはひとりで抱え込まず、相談機関等に相談する。
- ・配偶者やパートナーなどの間で、暴力だけでなく、性生活の強要、言葉や態度による暴力をなくす。
- ・自分自身の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む。
- ・妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、夫婦とともに男性も積極的に育児教室や乳幼児健診等に出向く参加する。
- ・性の多様性多様な性への偏見をなくし、理解を深める。

【地域（区・自治会・自治振興会等）】

- ・誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合う。
- ・性の多様性多様な性を持つ人を理解し、認め合う。
- ・女性や高齢者、障がいのある人、外国人、性の多様性等の視点を重視し、防災対策の立案や避難所の運営等に努める。
- ・相手の悩みに気づき、相談を受けるようにし、関係機関につなぐようにする。

【企業等・事業所】

- ・妊娠・出産への理解と支援の充実を推進する。
- ・ダイバーシティを推進する。